

＜一般委託＞

（「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用）

地域制緑地パトロール業務委託（一般委託）仕様書

地域制緑地パトロール業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	本業務は、特別緑地保全地区及び風致地区に指定されている地域制緑地において、緑地の保全上支障がある行為を規制すること。 業務内容は、良好な風致の維持及び景観の保全上支障がある行為を規制することを目的とし、山林・農地を主とする地域制緑地を巡回し、地区内の現況の把握及び違反行為の有無についての確認、監視を行い、その結果を市へ報告するものである。
2	履行期間	契約の日～令和3(2021)年3月31日まで
3	施行場所	特別緑地保全地区及び風致地区
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	
6	関係法規	都市緑地法, 市風致地区条例
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約（一般委託）
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	環境政策部 自然環境共生課 金子 電話046-822-9553

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

地域制緑地パトロール業務委託仕様書

地域制緑地パトロール業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1. 目的及び業務内容

本業務は、特別緑地保全地区及び風致地区に指定されている地域制緑地において、緑地の保全上支障がある行為を規制すること。

業務内容は、良好な風致の維持及び景観の保全上支障がある行為を規制することを目的とし、山林・農地を主とする地域制緑地を巡回し、地区内の現況の把握及び違反行為の有無についての確認、監視を行い、その結果を市へ報告するものである。

2. 履行期間

契約の日～令和3（2021）年3月31日まで

3. 巡回地区

特別緑地保全地区（2地区）	
衣笠・大楠山特別緑地保全地区	巡回区域は、当該特別緑地保全地区全域(49.5ha)とする。
武山特別緑地保全地区	巡回区域は、当該特別緑地保全地区全域(194.5ha)とする。
風致地区（3地区）	
衣笠・大楠山風致地区	巡回区域は、特別緑地保全地区(49.5ha)および住宅集積地域(73.7ha)を除く <u>山林・農地を主とする地域(558.8ha)</u> とする。
塚山風致地区	巡回区域は、塚山公園(4.7ha)を除く <u>当該風致地区全域(22.1ha)</u> とする。
浦賀半島風致地区	巡回区域は、防衛大学校及び住宅集積地域(191.3ha)を除く <u>観音崎公園周辺を主とする地域(92.7ha)</u> とする。

※巡回区域は、別添『巡回地区案内図』を参照すること

4. 巡回方法

- ① 巡回は、2人1組で行うこと。
- ② 巡回回数は年間20回とする。(2回/月【6月～3月】)
- ③ 巡回時間は9時から17時までとする。
- ④ 巡回日時は、市監督員に事前に通知すること。
- ⑤ 巡回は、市監督員が指定する重点地区をパトロールすること。
- ⑥ 巡回のルートについては、別途協議するものとする。

5. 巡回時の監視事項

巡回時における主な監視事項は次に該当する行為とする。

- ① 建築物その他工作物の新築、増築、改築又は移転
- ② 建築物・工作物の色彩の変更
- ③ 宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更
- ④ 水面の埋め立てまたは干拓
- ⑤ 木竹の伐採
- ⑥ 土石類の採取
- ⑦ 屋外における物件のたい積

6. 報 告

毎月、巡回2回分の実施結果報告書を翌月5日までに市に提出すること。

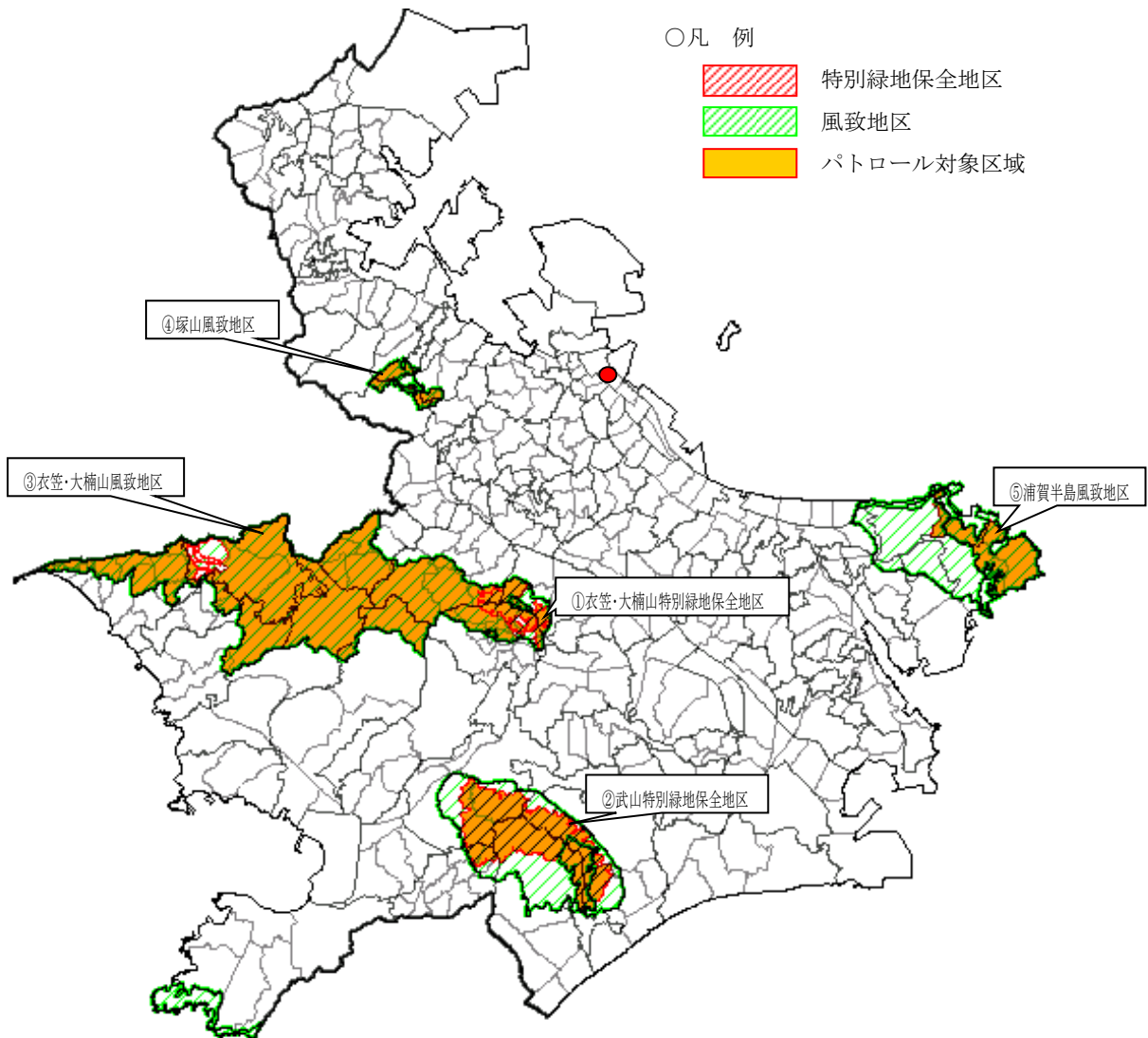
実施報告書は、位置図、詳細位置図、実施内容等を撮影した写真(デジタルカメラで撮影したもので、日付入り画像データ)、その他市監督員の指示する書類を提出すること。

パトロール中に新規違反行為、または許認可等の必要が生じるおそれのある行為を発見したときは、市監督員の指示に従い任意の書式にて報告書を作成すること。

また、市監督員の指示のあったときおよび委託業務完了時には電子データ(撮影写真)の提出をすること。

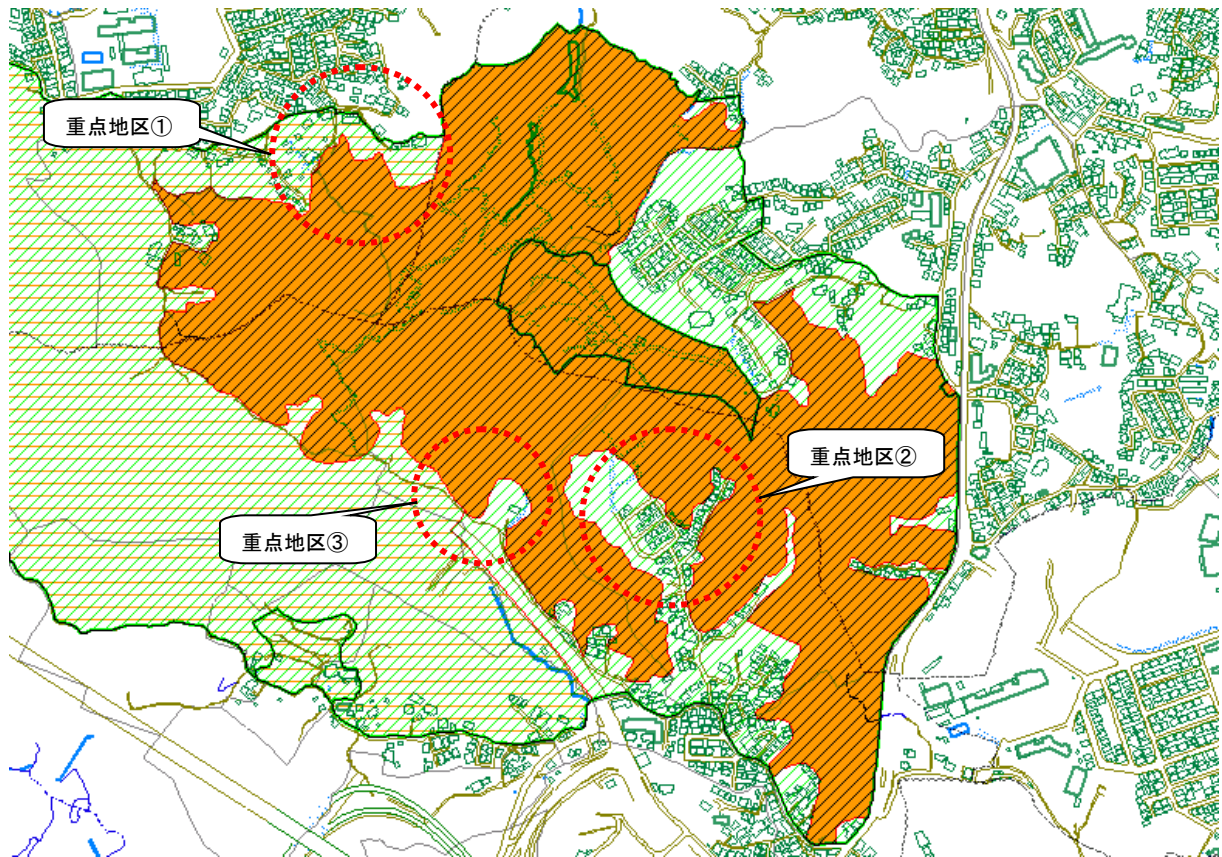
- | | |
|---------|--|
| 7. 関係法規 | 都市緑地法, 市風致地区条例 |
| 8. 契約方法 | 総価契約 |
| 9. 支払方法 | 業務完了後、一括 |
| 10.その他 | 本仕様書に記載のない事項については、市監督員と協議すること。 |
| 11.連絡先 | 横須賀市小川町11番地
横須賀市環境政策部 自然環境共生課
みどり政策班 石原
TEL:046-822-9553 FAX:046-821-1523 |

○巡回地区案内図



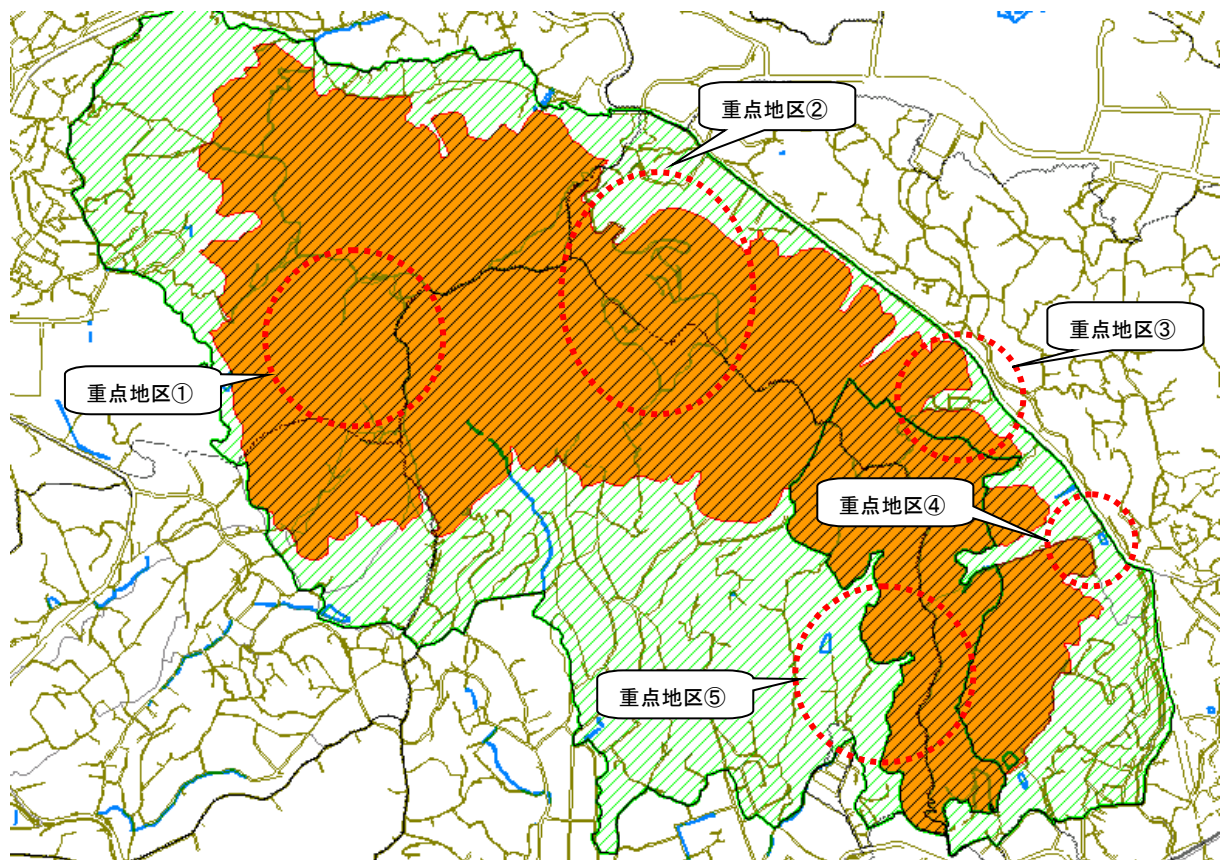
特別緑地保全地区 (2 地区)	
① 衣笠・大楠山特別緑地保全地区	巡回区域は、当該特別緑地保全地区全域(49.5ha)とする。
② 武山特別緑地保全地区	巡回区域は、当該特別緑地保全地区全域(194.5ha)とする。
風致地区 (3 地区)	
③ 衣笠・大楠山風致地区	巡回区域は、特別緑地保全地区(49.5ha)および住宅集積地域(73.7ha)を除く <u>山林・農地を主とする地域(558.8ha)</u> とする。
④ 塚山風致地区	巡回区域は、塚山公園(4.7ha)を除く <u>当該風致地区全域(22.1ha)</u> とする。
⑤ 浦賀半島風致地区	巡回区域は、防衛大学校及び住宅集積地域(191.3ha)を除く <u>観音崎公園周辺を主とする地域(92.7ha)</u> とする。

① 衣笠・大楠山特別緑地保全地区（指定重点地区）



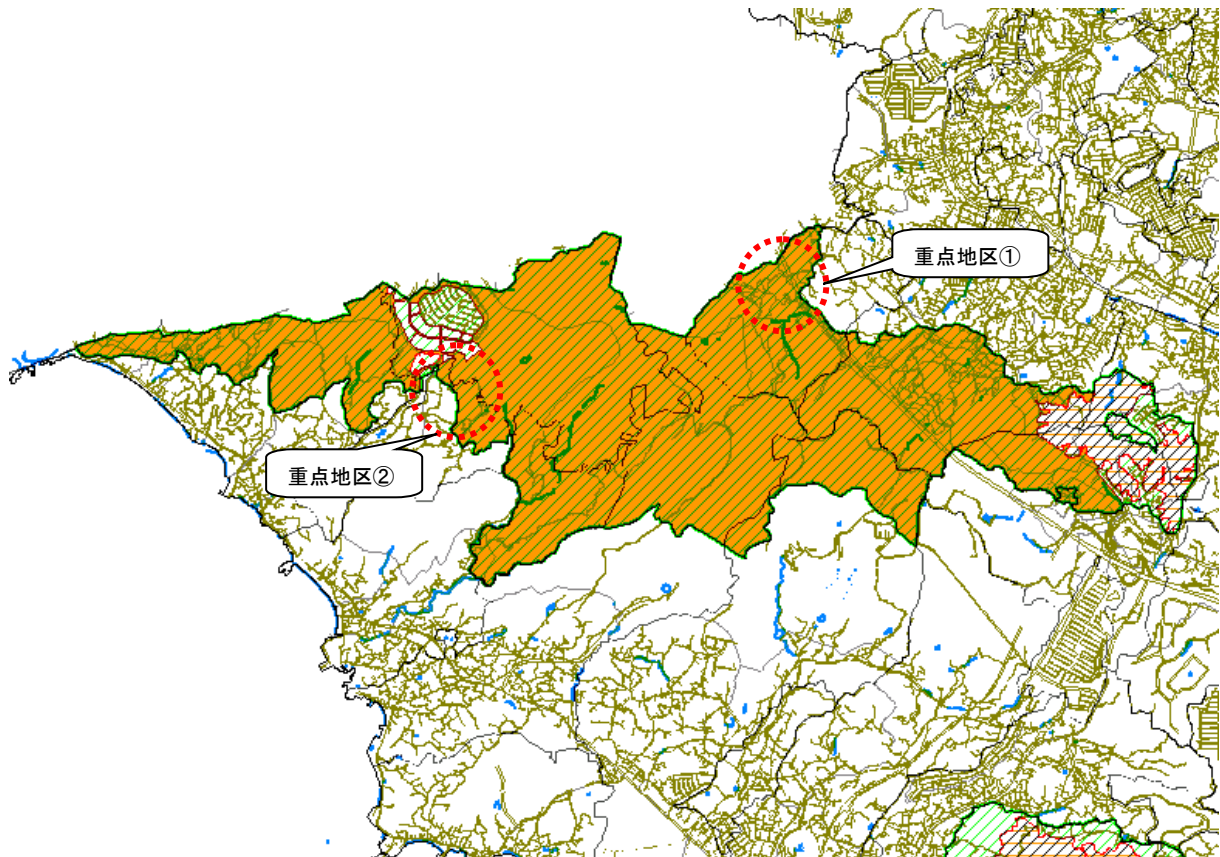
重点地区	所 在	現況及び主な監視事項
①	衣笠中学校先付近	現況住宅地等に近接し、容易に土地利用が可能な区域。 監視事項建築物・工作物の新築等，土地の形質の変更，木竹の伐採等を重点的に監視。
②	衣笠町字亀割付近	現況住宅地等に近接し、容易に土地利用が可能な区域。 監視事項物件のたい積(不法投棄等)，木竹の伐採等を重点的に監視。
③	三浦縦貫道路 衣笠 IC 付近	現況主要道路に近接し、容易に土地利用が可能な区域。 監視事項物件のたい積(不法投棄等)，木竹の伐採等を重点的に監視。

② 武山特別緑地保全地区（指定重点地区）



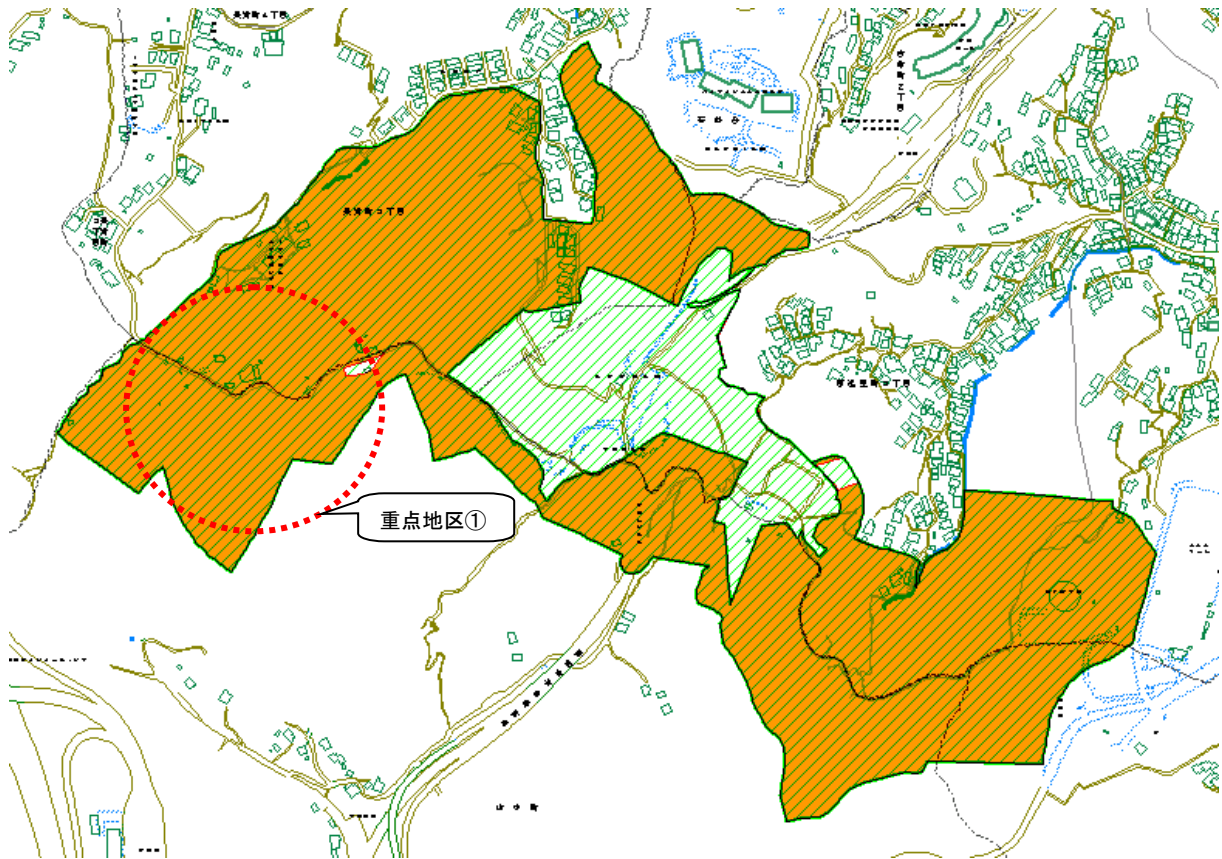
重点地区	所 在	現況及び主な監視事項
①	武山不動入口付近	現況 過去より、多数の違反行為が確認されており、現在も継続行為中。(行為拡大の防止と改善指導中) 監視事項 建築物・工作物の新築等，土地の形質の変更，木竹の伐採等を重点的に監視。
②	武山通信所付近	現況 過去より、多数の違反行為が確認されており、現在も継続行為中。(行為拡大の防止と改善指導中) 監視事項 建築物・工作物の新築等，土地の形質の変更，木竹の伐採等を重点的に監視。
③	浅間神社入口奥	現況 過去より、違反行為が確認されており、現在も継続行為中。(行為拡大の防止と改善指導中) 監視事項 建築物・工作物の新築等，土地の形質の変更，木竹の伐採等を重点的に監視。
④	長沢中学校裏付近	現況 主要道路に近接し、容易に土地利用が可能な区域。 監視事項 物件のたい積(不法投棄等)を重点的に監視。
⑤	津久井5丁目付近	現況 主要道路に近接し、容易に土地利用が可能な区域。 監視事項 物件のたい積(不法投棄等)，木竹の伐採等を重点的に監視。

③ 衣笠・大楠山風致地区（指定重点地区）



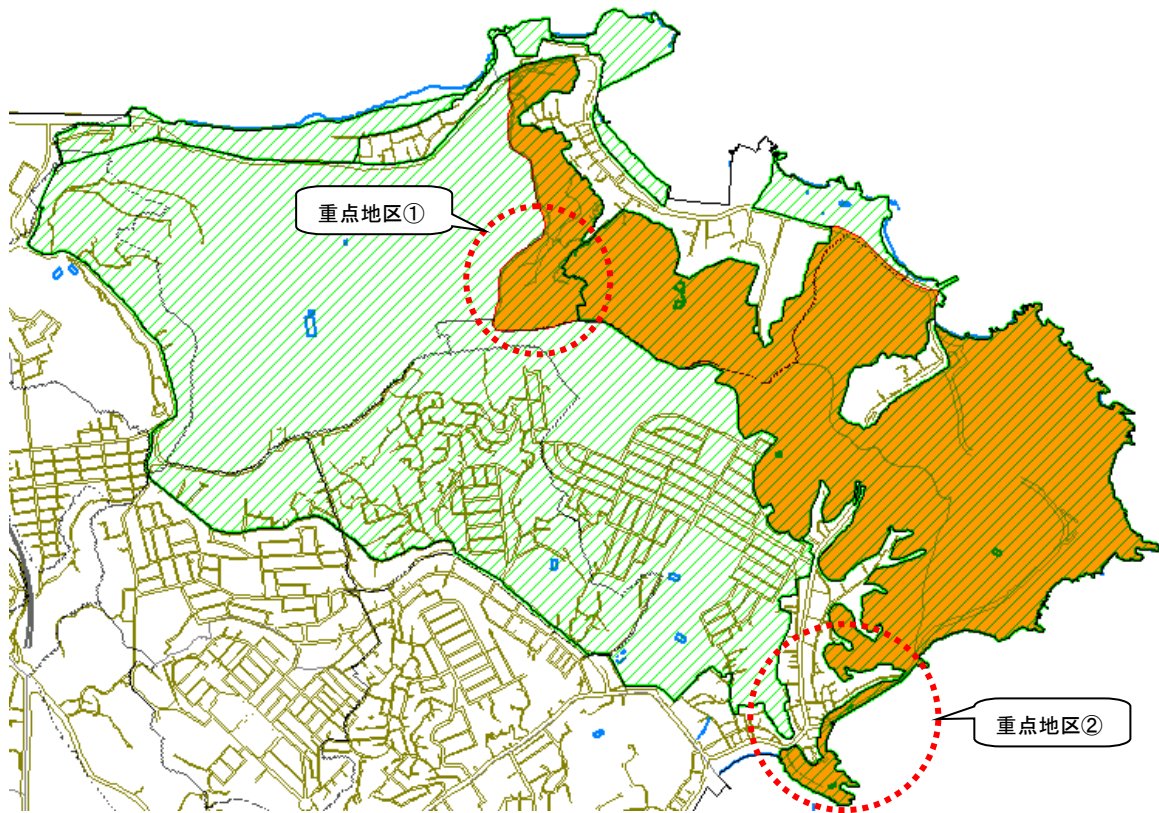
重点地区	所 在	現況及び主な監視事項
①	阿部倉市民農園付近	<p>現況過去より、違反行為が確認されており、現在も継続行為中。(行為拡大の防止と改善指導中)</p> <p>監視事項建築物・工作物の新築等，土地の形質の変更，木竹の伐採等を重点的に監視。</p>
②	湘南国際村・子安の里隣接地	<p>現況過去に、大規模な違反行為が確認されており、現在は行為停止中。(行為拡大の防止)</p> <p>監視事項建築物・工作物の新築等，物件のたい積(不法投棄等)，土地の形質の変更，木竹の伐採等を重点的に監視。</p>

④ 塚山風致地区（指定重点地区）



重点地区	所在	現況及び主な監視事項
①	塚山公園隣接地	<p>現況 違反行為が確認されており、現在も継続行為中。(行為拡大の防止と改善指導中)</p> <p>監視事項 建築物・工作物の新築等, 物件のたい積(不法投棄等), 土地の形質の変更, 木竹の伐採等を重点的に監視。</p>

⑤ 浦賀半島風致地区（指定重点地区）



重点地区	所在	現況及び主な監視事項
①	防衛大学校隣接地	<p>現況 資材置場が多数存在し、道路整備がされているため容易に土地利用が可能な区域。</p> <p>監視事項 建築物・工作物の新築等、物件のたい積(不法投棄等)、土地の形質の変更、木竹の伐採等を重点的に監視。</p>
②	観音崎大橋付近	<p>現況 過去に違反仮設建築物が確認されたことがある。また、主要道路に近接し、容易に土地利用が可能な区域。</p> <p>監視事項 建築物・工作物の新築等、土地の形質の変更、木竹の伐採等を重点的に監視。</p>

令和 年 月 日

地域制緑地パトロール巡回報告書

あて先) 横須賀市長

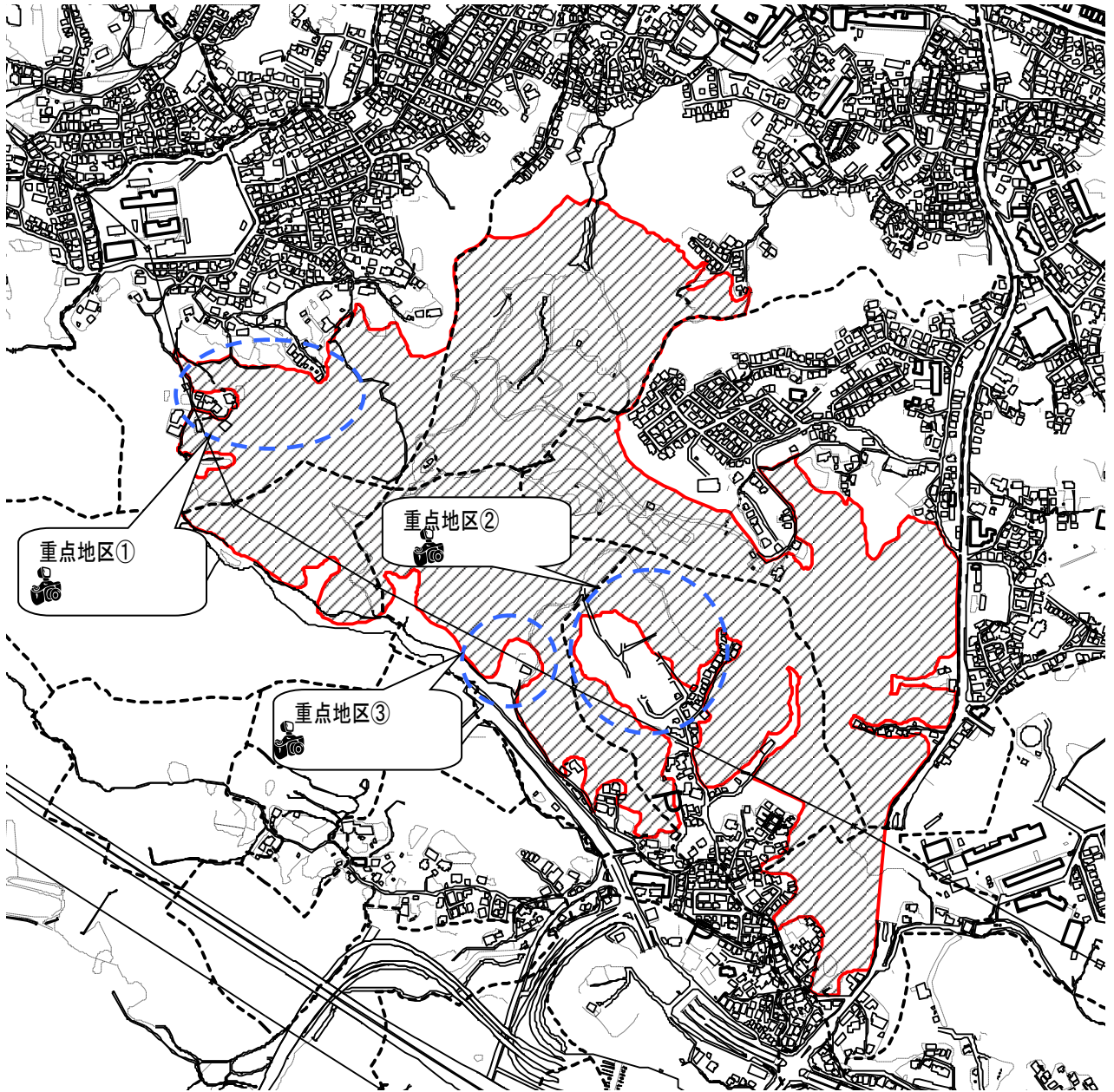
報告者) 住所
事業者
代表者
連絡先
(担当者)

下記のとおり、パトロールを実施したので、巡回結果を報告します。

巡回日	令和 年 月 日()
パトロール実施者	氏名 :
	氏名 :
巡回地区	特別緑地保全地区 (2 地区) ① 衣笠・大楠山近郊緑地特別保全地区内 (49.5ha) ② 武山近郊緑地特別保全地区内 (194.5ha) 風致地区 (3 地区) ③ 衣笠・大楠山風致地区 (682.0ha) ④ 塚山風致地区 (26.8ha) ⑤ 浦賀半島風致地区 (284.0ha) ※ 写真・特記事項等については、別添図表を参照
添付書類	1. 位置図 2. 重点地区詳細位置図 3. 状況写真 4. その他
特記事項	新規行為の確認※(有 ・ 無)

※ 新規行為を確認した場合は、位置・行為内容の詳細を記入すること。

① 衣笠・大楠山近郊緑地特別保全地区 (49.5ha)

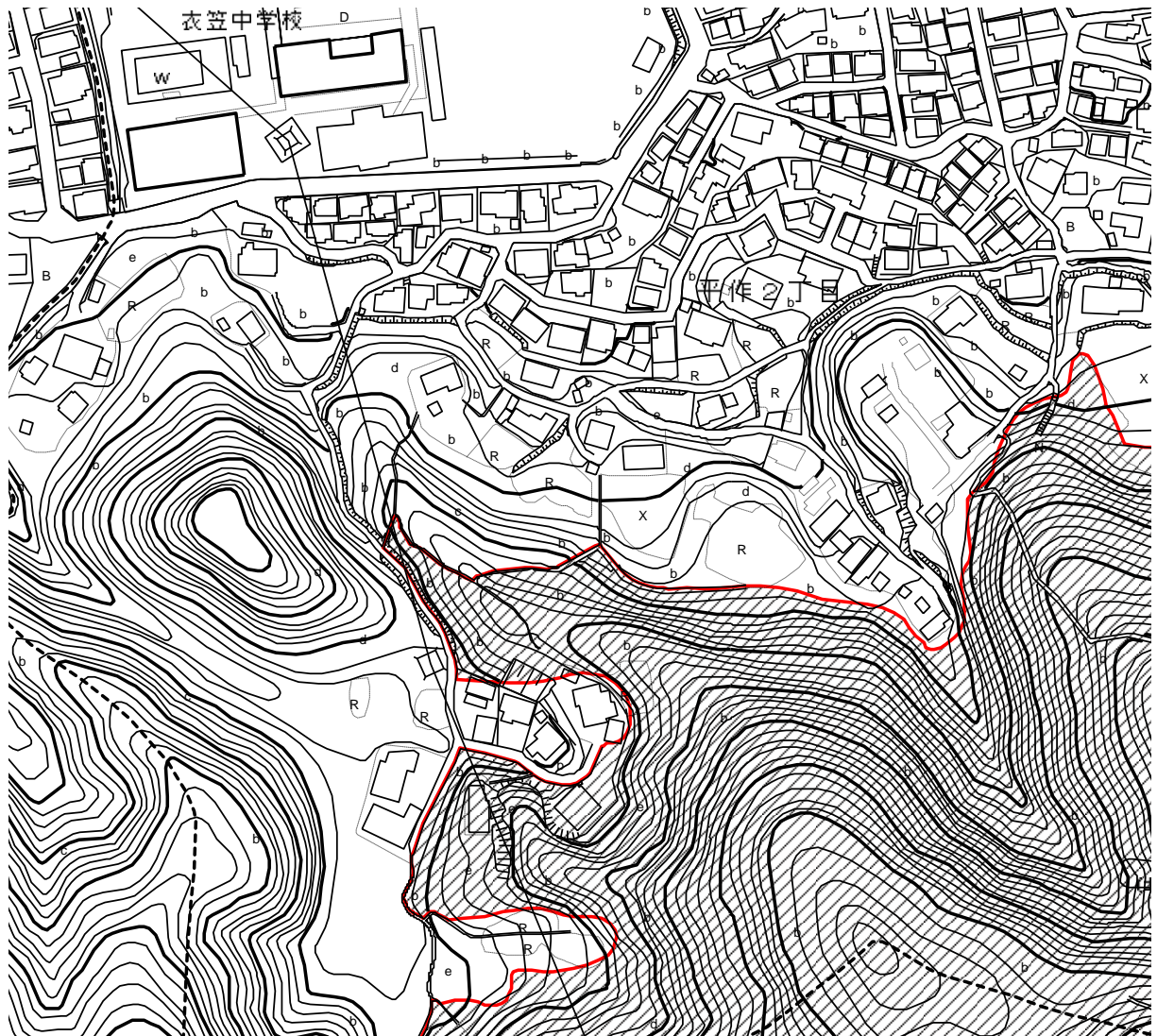


◎巡回時間帯

	地区名称	写真 No	異常の有無
重点地区①	衣笠中学校奥 付近	～	
重点地区②	衣笠町字亀割 付近	～	
重点地区③	三浦縦貫道路衣笠 IC 付近	～	
その他		～	
特記事項			

※写真 No を位置図に図示

詳細位置図:(衣笠・大楠山)重点地区①



写真番号	状況報告	摘要

※ 撮影位置・撮影方向を詳細位置図に記入すること。

※ 状況報告の欄には新規・継続行為の有無等を記入すること。

詳細位置図:(衣笠・大楠山)重点地区②

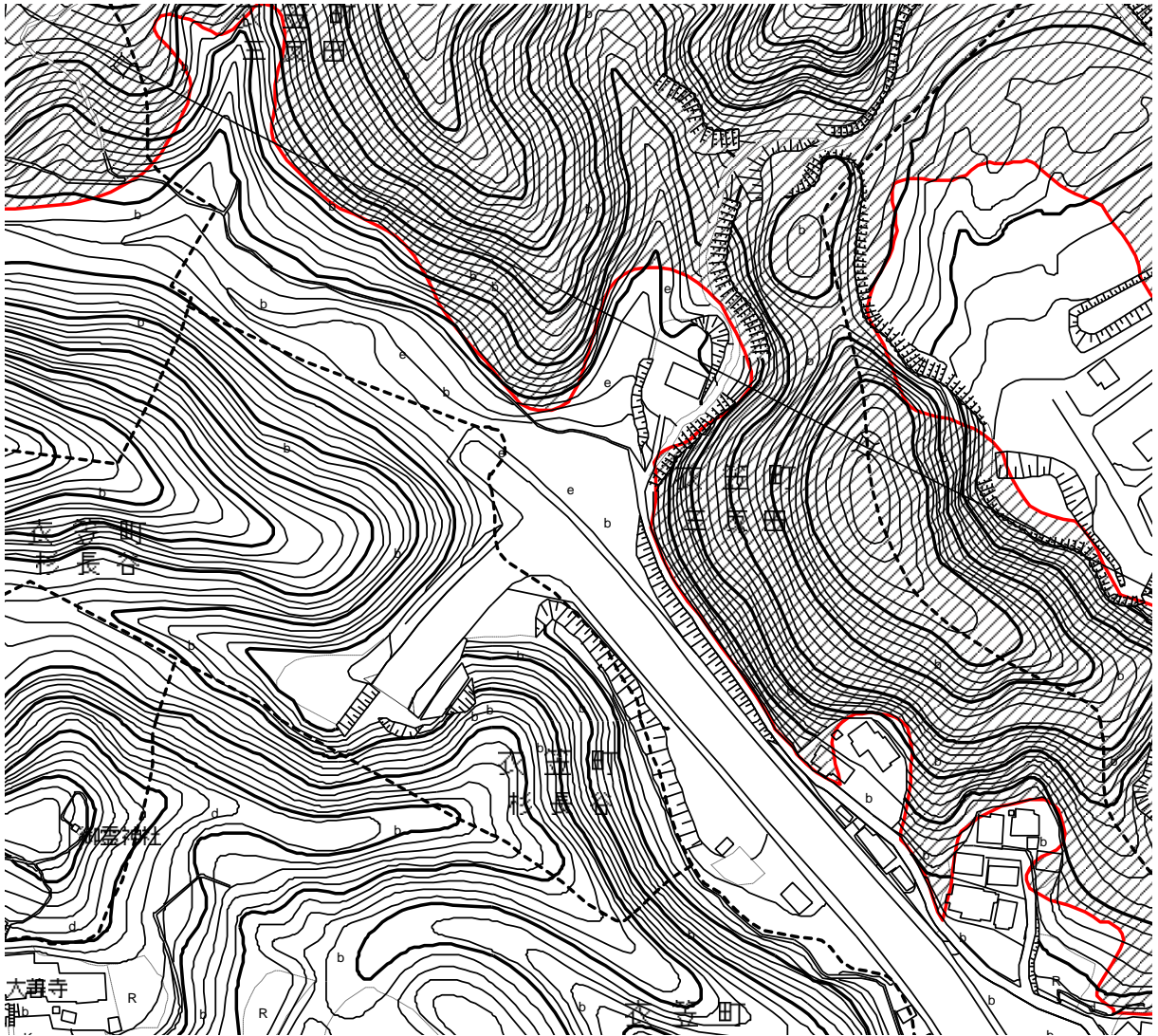


写真番号	状況報告	摘要

※ 撮影位置・撮影方向を詳細位置図に記入すること。

※ 状況報告の欄には新規・継続行為の有無等を記入すること。

詳細位置図:(衣笠・大楠山)重点地区③



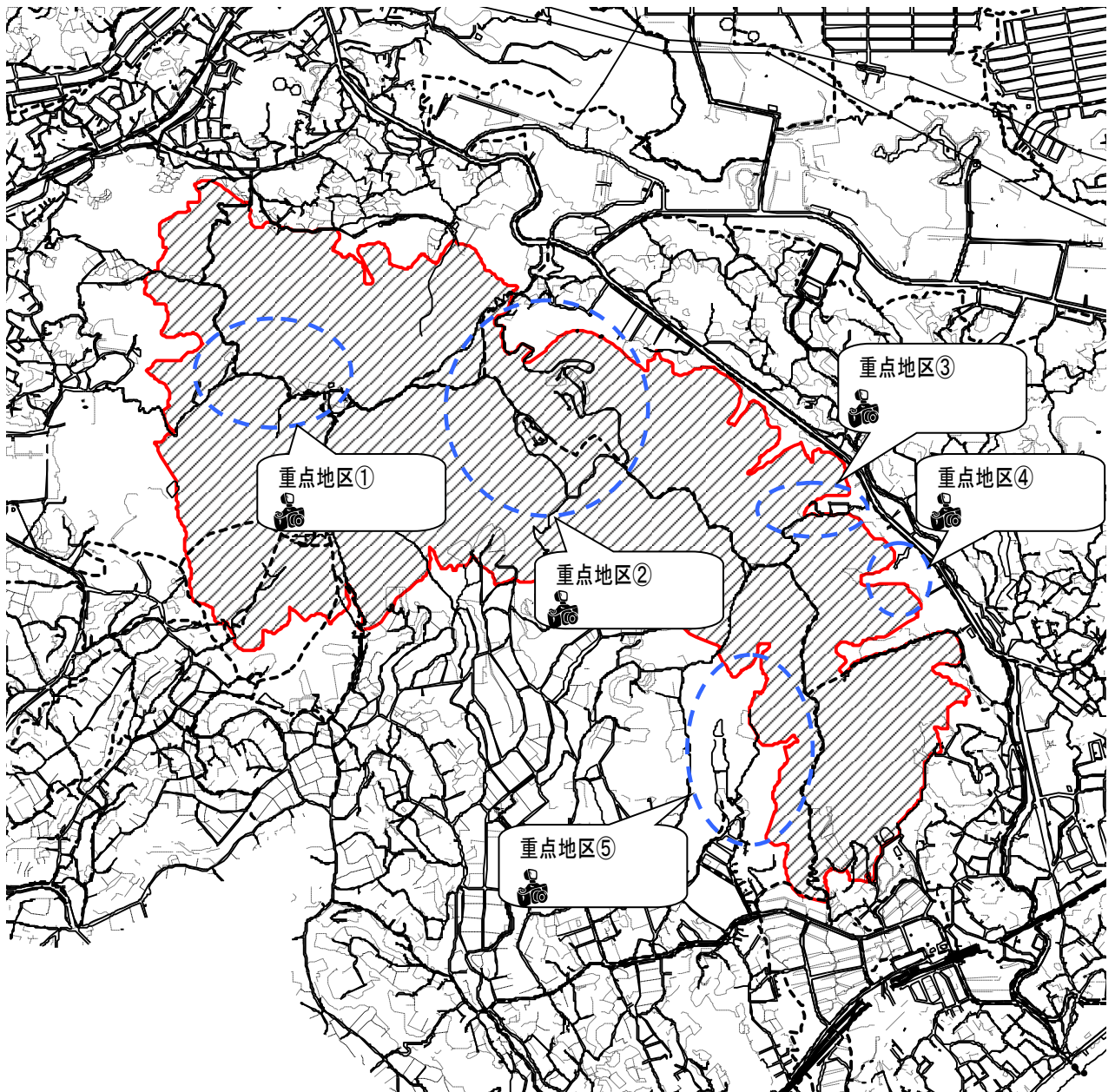
写真番号	状況報告	摘要

※ 撮影位置・撮影方向を詳細位置図に記入すること。

※ 状況報告の欄には新規・継続行為の有無等を記入すること。

②武山近郊緑地特別保全地区

(194.5ha)

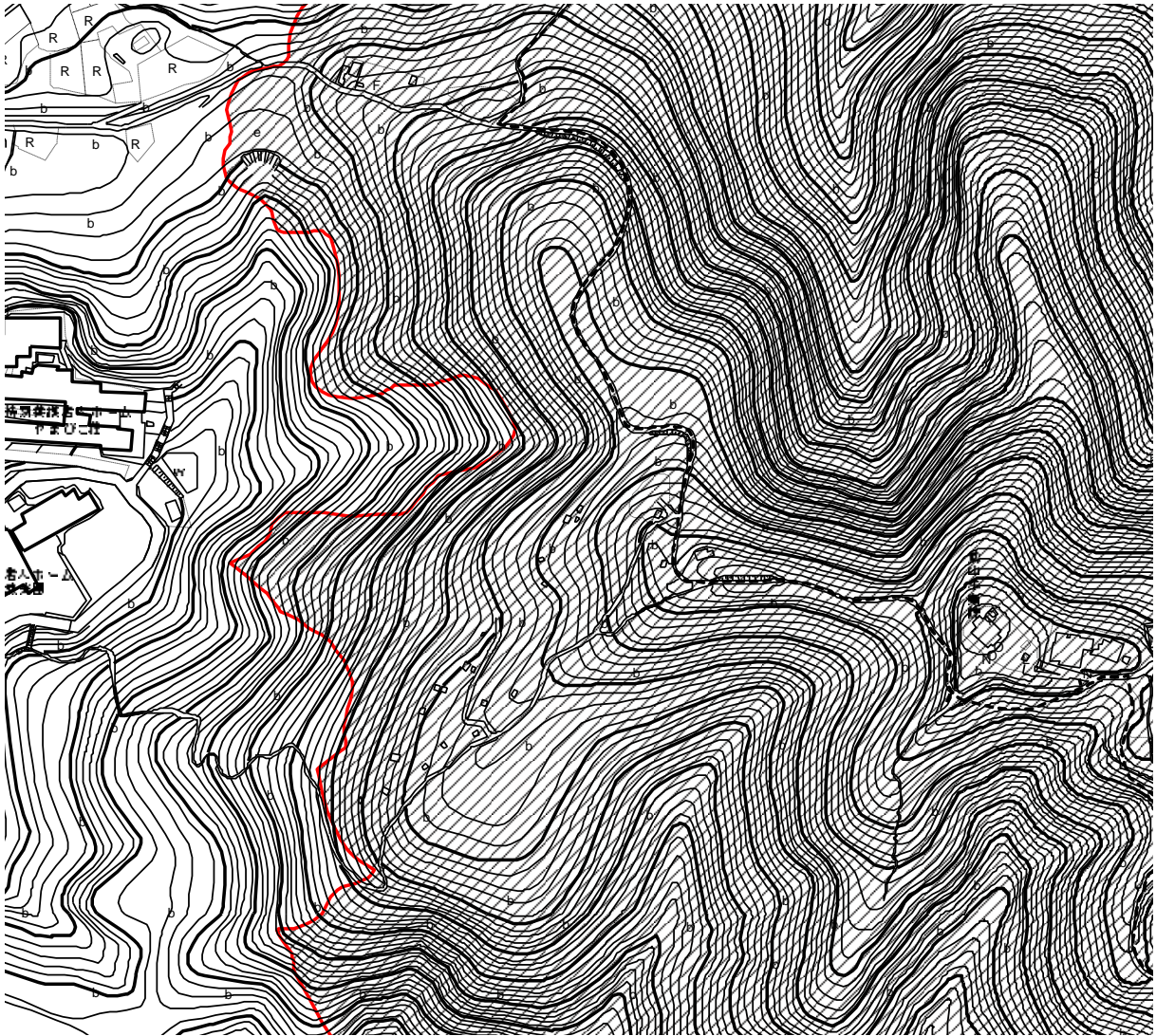


◎巡回時間帯

	地区名称	写真 No	異常の有無
重点地区①	武山不動入口 付近	～	
重点地区②	武山通信所 付近	～	
重点地区③	浅間神社入口奥	～	
重点地区④	長沢中学校付近	～	
重点地区⑤	津久井5丁目付近	～	
その他		～	
特記事項			

※写真 No を位置図に図示

詳細位置図:(武山)重点地区①

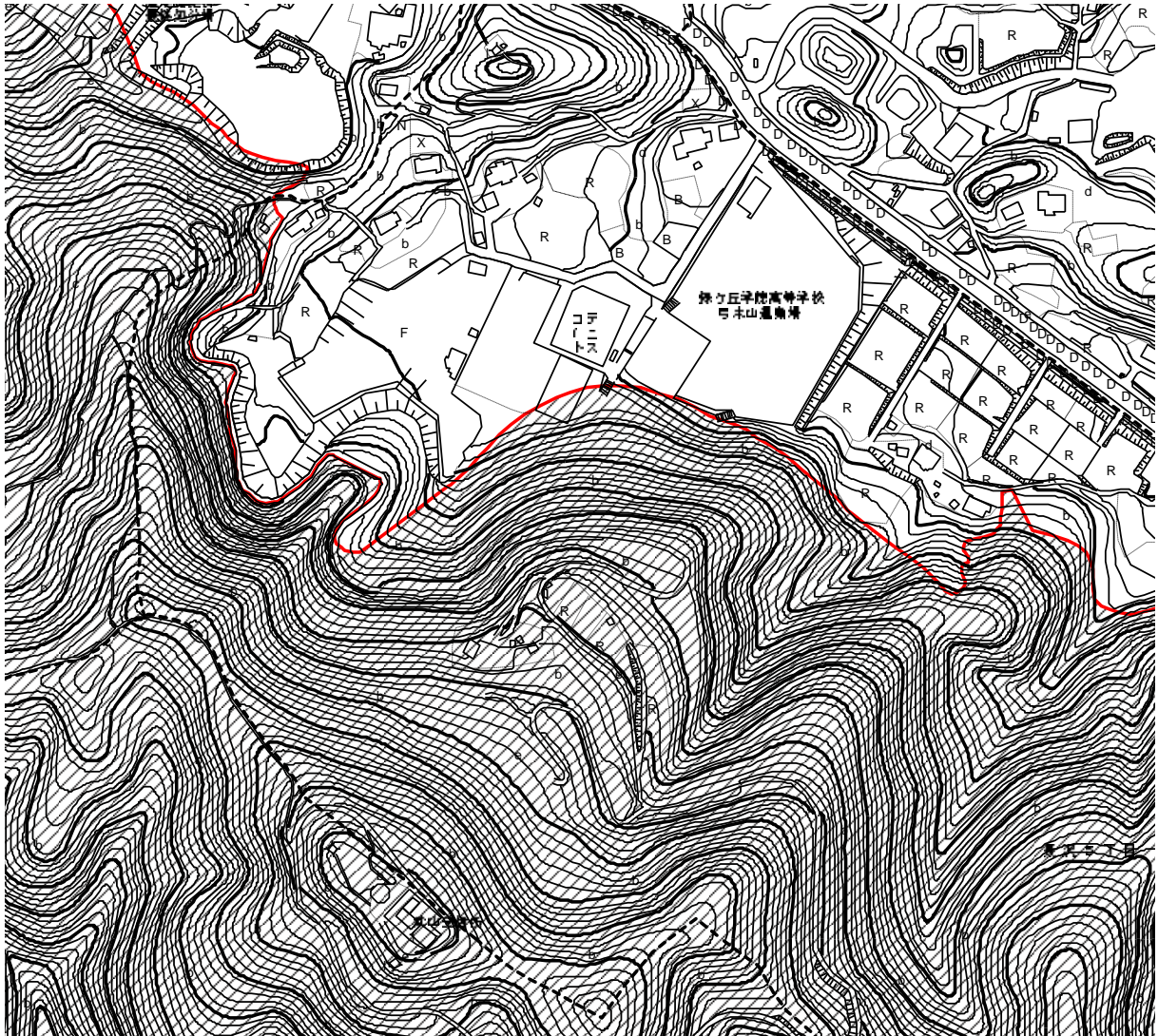


写真番号	状況報告	摘要

※ 撮影位置・撮影方向を詳細位置図に記入すること。

※ 状況報告の欄には新規・継続行為の有無等を記入すること。

詳細位置図:(武山)重点地区②

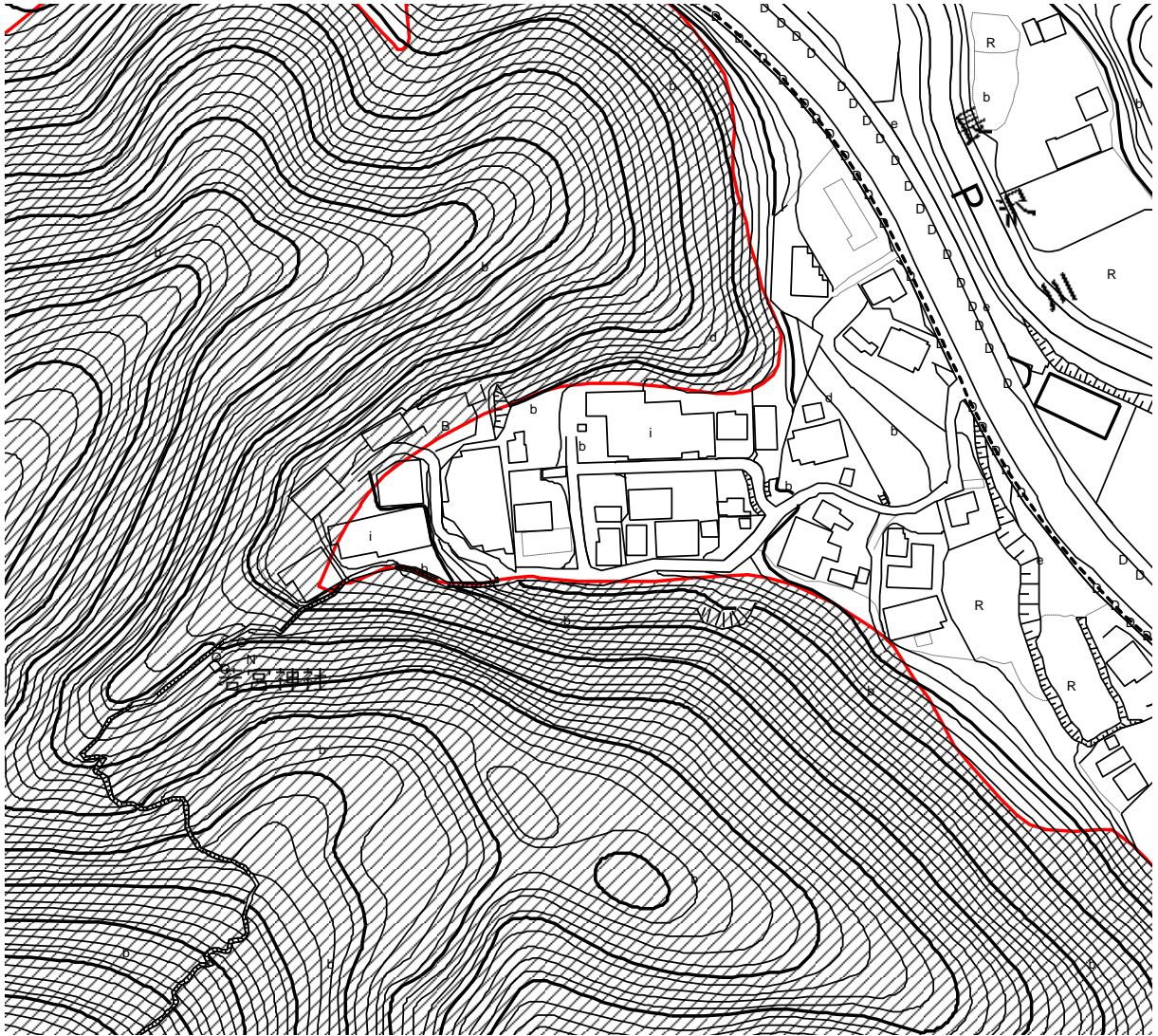


写真番号	状況報告	摘要

※ 撮影位置・撮影方向を詳細位置図に記入すること。

※ 状況報告の欄には新規・継続行為の有無等を記入すること。

詳細位置図:(武山)重点地区③

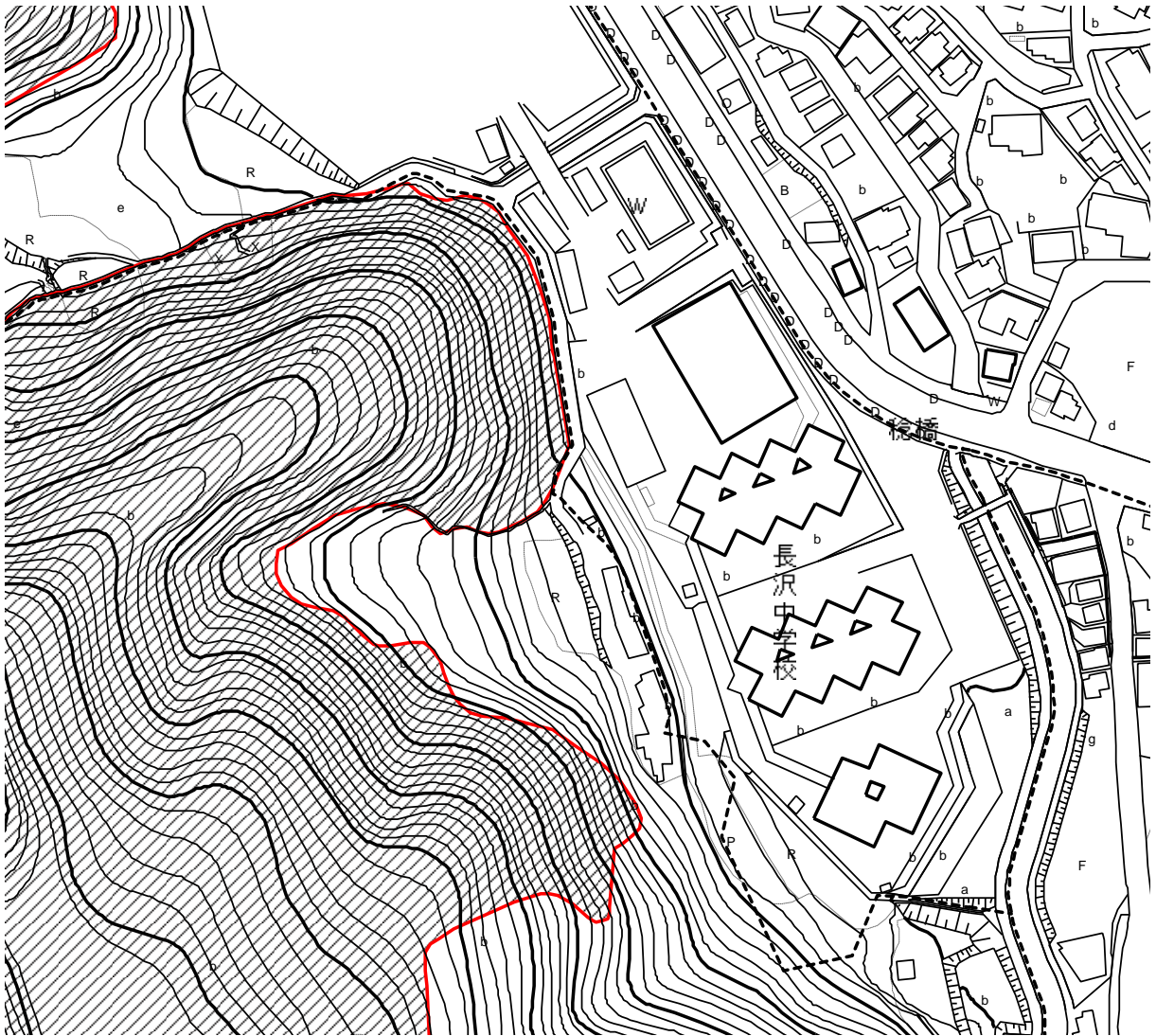


写真番号	状況報告	摘要

※ 撮影位置・撮影方向を詳細位置図に記入すること。

※ 状況報告の欄には新規・継続行為の有無等を記入すること。

詳細位置図:(武山)重点地区④

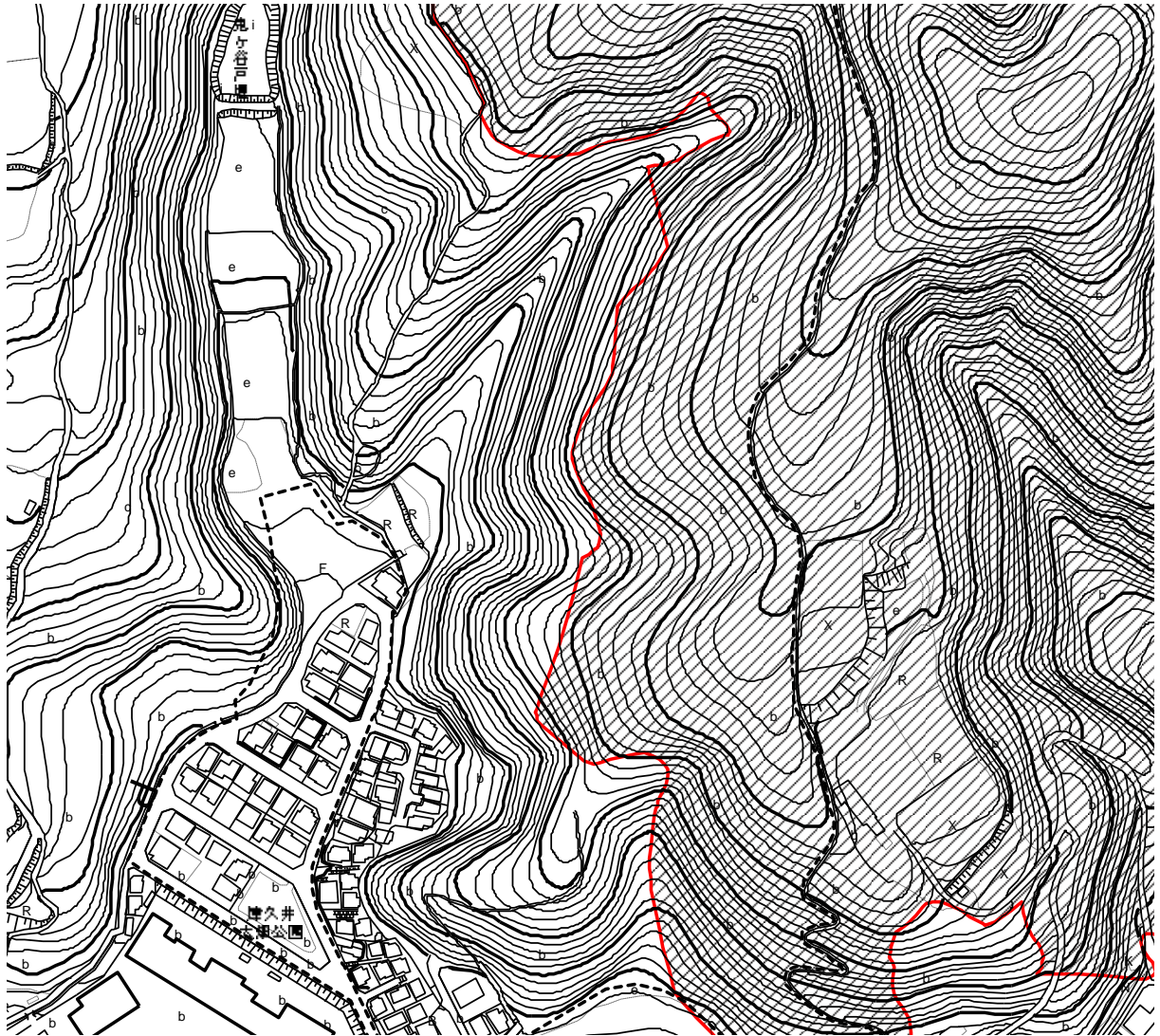


写真番号	状況報告	摘要

※ 撮影位置・撮影方向を詳細位置図に記入すること。

※ 状況報告の欄には新規・継続行為の有無等を記入すること。

詳細位置図:(武山)重点地区⑤







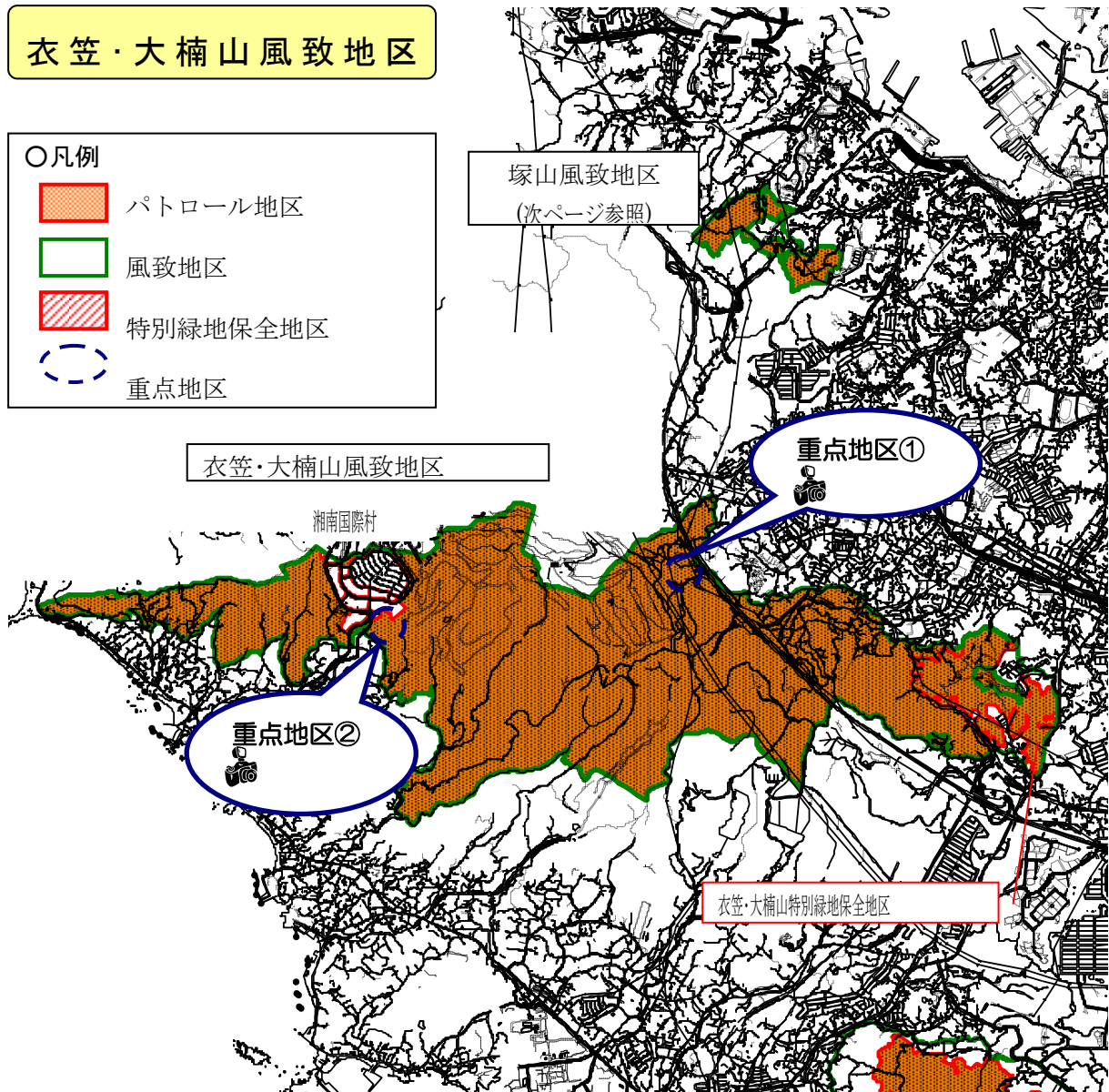
写真番号	状況報告	摘要

- ※ 撮影位置・撮影方向を詳細位置図に記入すること。
- ※ 状況報告の欄には新規・継続行為の有無等を記入すること。

衣笠・大楠山風致地区

○凡例

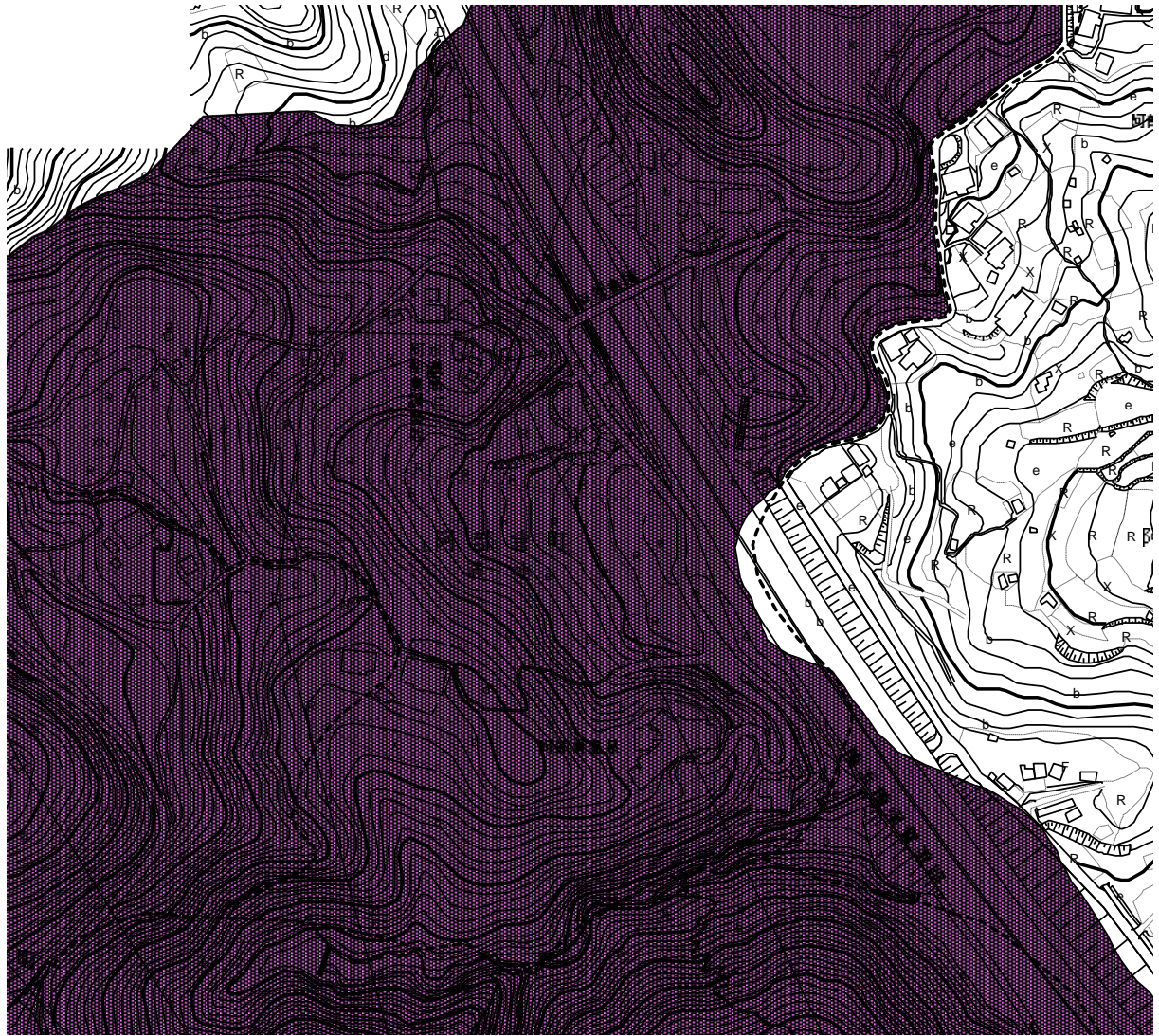
-  パトロール地区
-  風致地区
-  特別緑地保全地区
-  重点地区



	地区名称	写真 No	異常の有無
重点地区①	阿部倉市民農園付近	～	
重点地区②	湘南国際村・子安の里隣接地	～	
その他			
特記事項			

※写真 No を位置図に図示

詳細位置図:(衣笠・大楠山)重点地区①

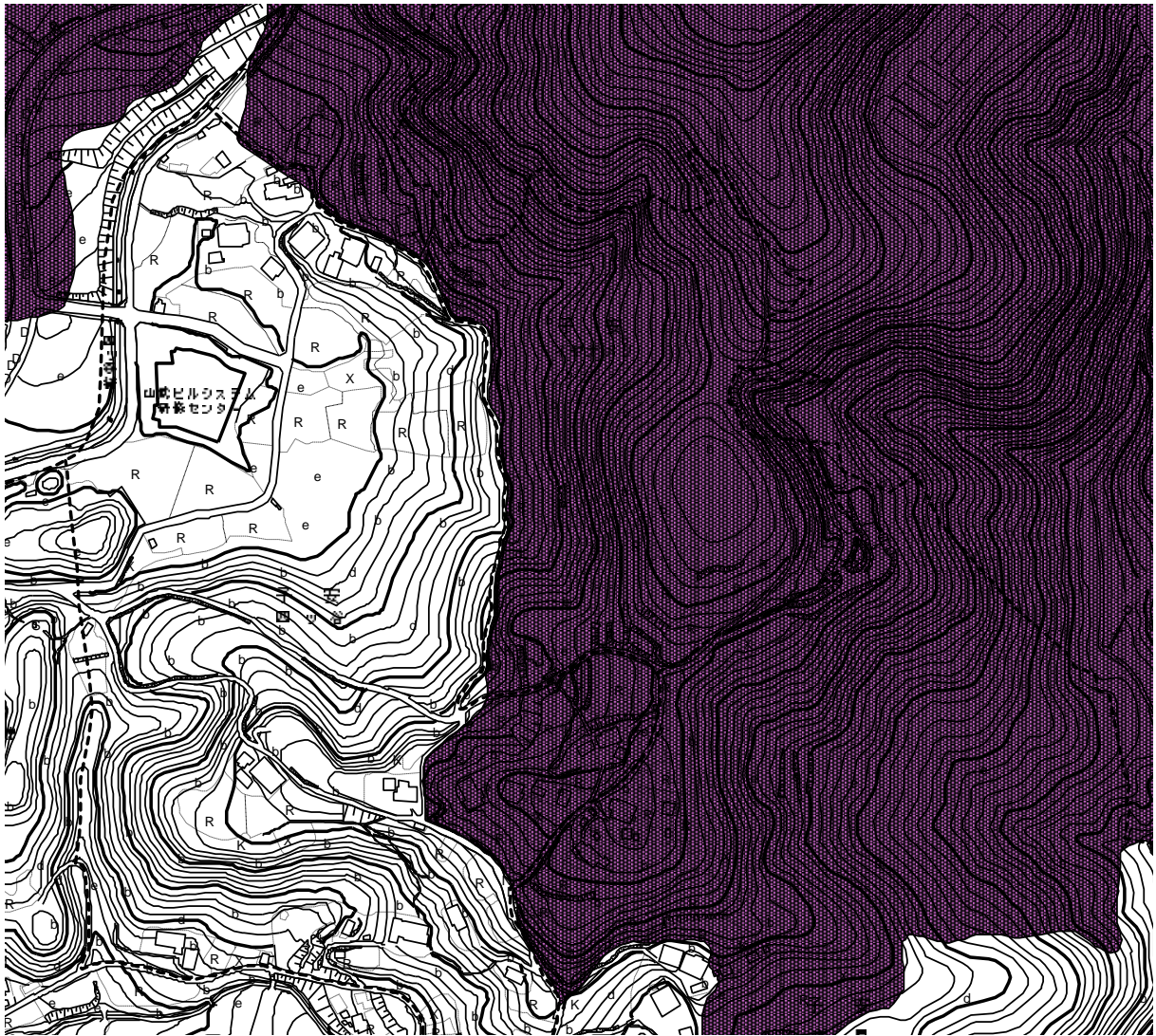


写真番号	状況報告	摘要

※ 撮影位置・撮影方向を詳細位置図に記入すること。

※ 状況報告の欄には新規・継続行為の有無等を記入すること。

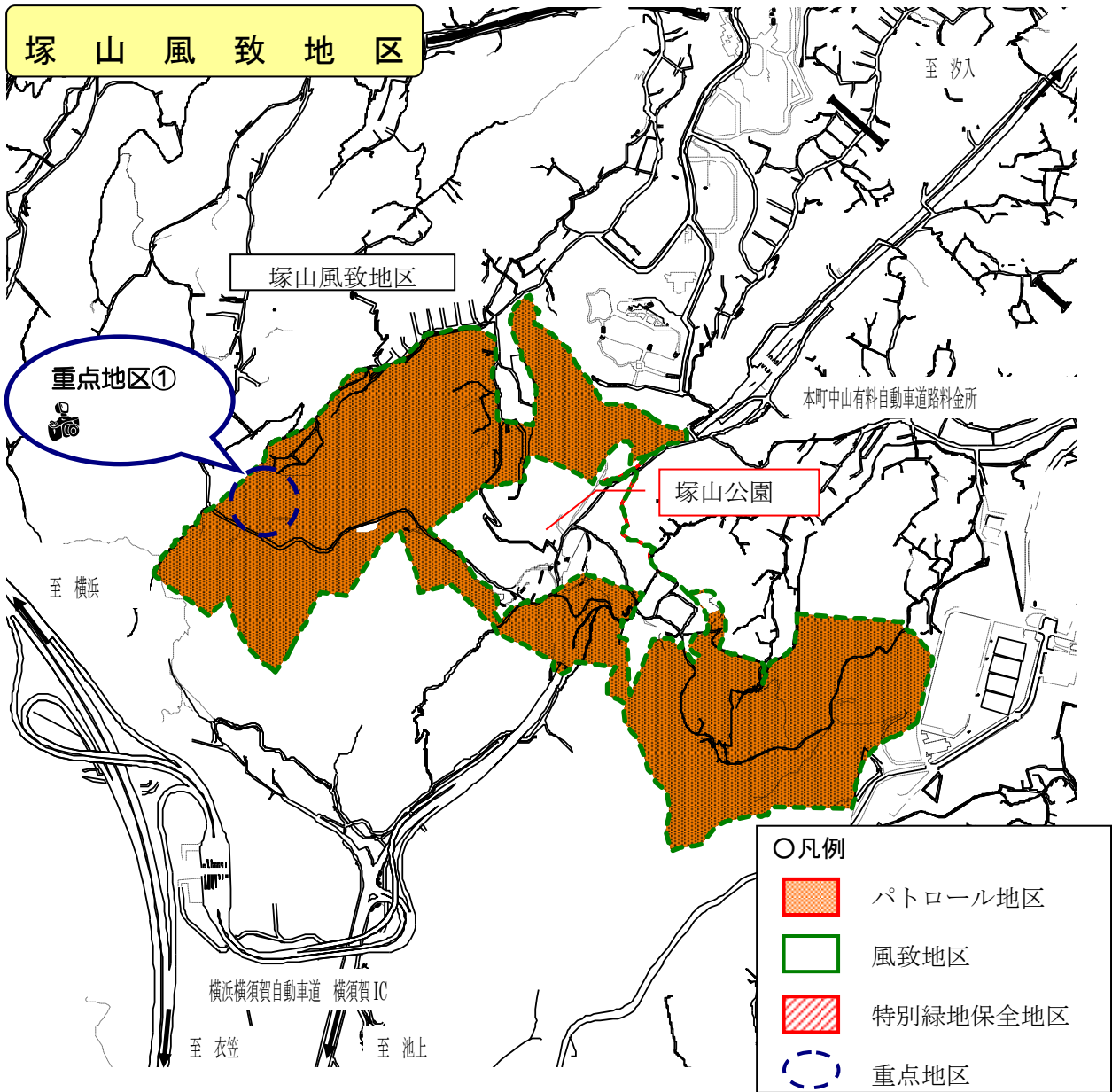
詳細位置図:(衣笠・大楠山)重点地区②



写真番号	状況報告	摘要

※ 撮影位置・撮影方向を詳細位置図に記入すること。

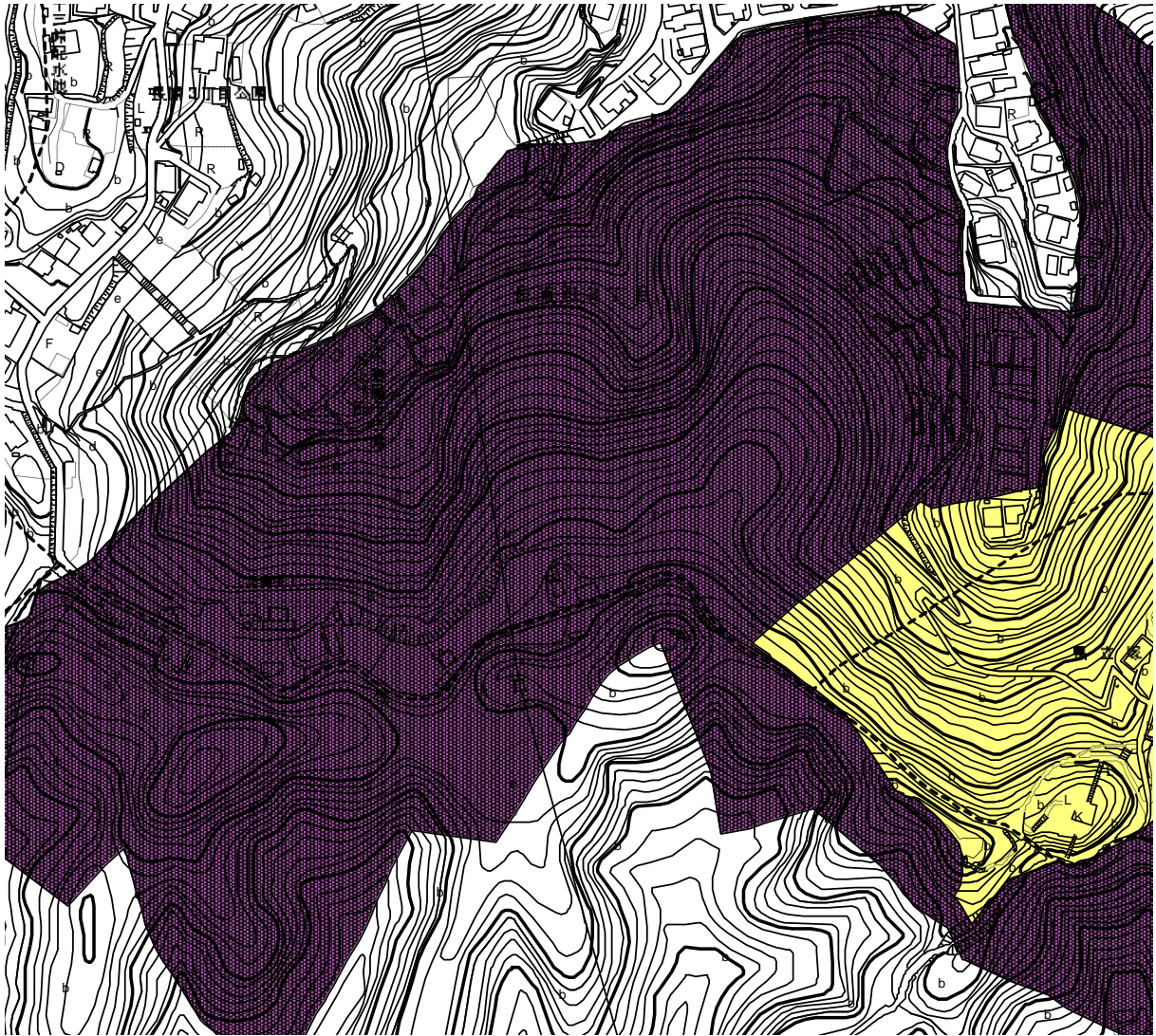
※ 状況報告の欄には新規・継続行為の有無等を記入すること。



	地区名称	写真 No	異常の有無
重点地区①	塚山公園隣接地	~	
その他			
特記事項			

※ 写真 No を位置図に図示

詳細位置図:(塚山)重点地区①




写真番号	状況報告	摘要

※ 撮影位置・撮影方向を詳細位置図に記入すること。


※ 状況報告の欄には新規・継続行為の有無等を記入すること。

浦賀半島風致地区

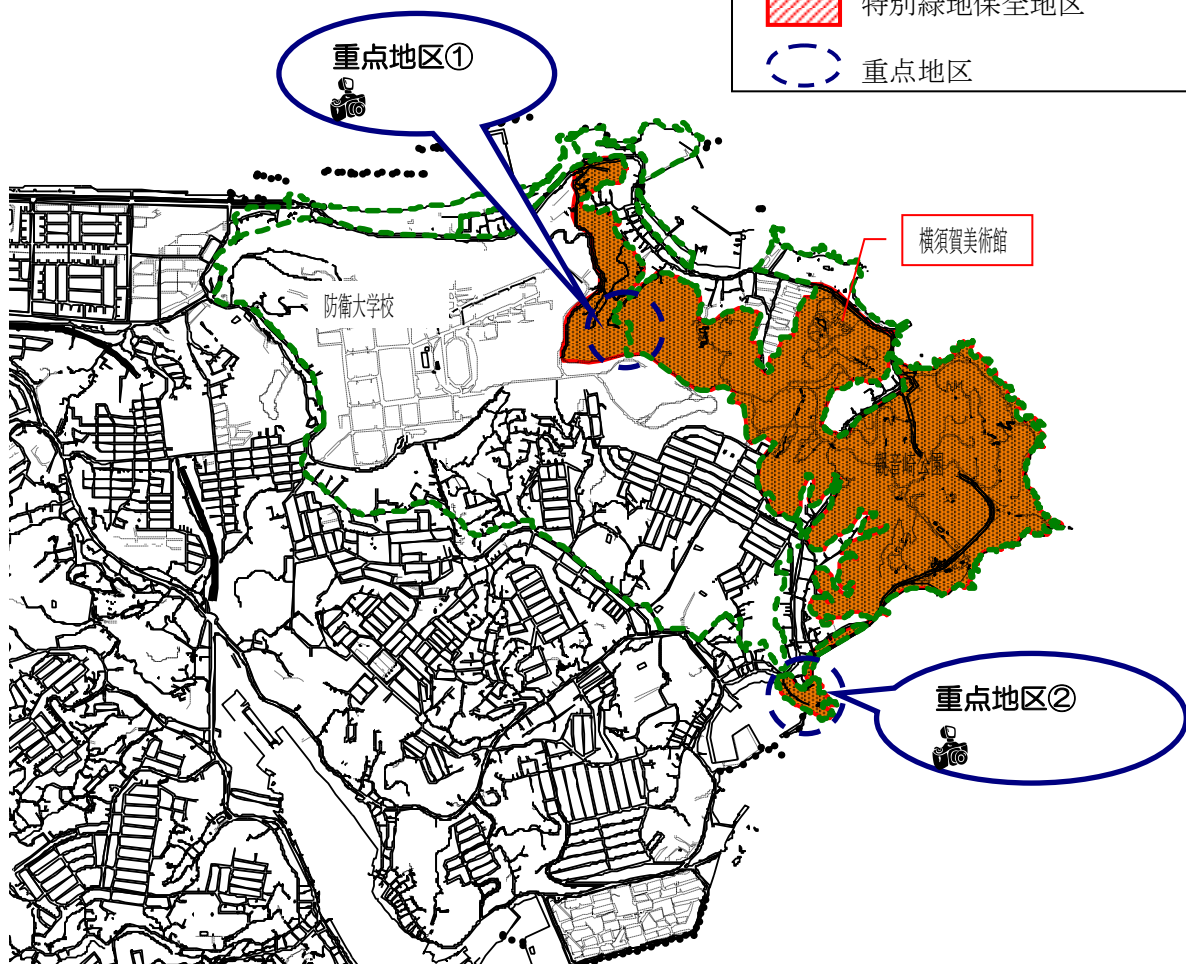
○凡例

 パトロール地区

 風致地区

 特別緑地保全地区

 重点地区



	地区名称	写真 No	異常の有無
重点地区①	防衛大学校グラウンド隣接地 資材置場群	～	
重点地区②	観音崎大橋付近	～	
その他			
特記事項			

※ 写真 No を位置図に図示

詳細位置図:(浦賀半島)重点地区①



写真番号	状況報告	摘要

※ 撮影位置・撮影方向を詳細位置図に記入すること。

※ 状況報告の欄には新規・継続行為の有無等を記入すること。

詳細位置図:(浦賀半島)重点地区②



写真番号	状況報告	摘要

※ 撮影位置・撮影方向を詳細位置図に記入すること。

※ 状況報告の欄には新規・継続行為の有無等を記入すること。

地域制緑地(特別緑地保全地区・風致地区)パトロールの注意事項

提出書類について

提出書類については下記表のとおり提出してください。

書類の種類	提出数	提出時期	摘要
パトロール計画	毎月	前月末まで	
実施報告書	毎月	月末まで	内容については別途指示
新規行為等報告書	指示があったとき	指示日	監督員の指示による
画像データ	指示があったとき	指示日	監督員の指示による
業務完了届・請求書	業務完了後	3月末日まで	

報告書について

報告書については、下記のとおり、整理して提出すること。

- ・ 監督員の指示する書式を使用し、必要に応じて説明文書等を添付すること。
- ・ 巡回報告書は位置図・重点地区詳細位置図・状況写真を必ず添付すること。
- ・ 位置図・詳細位置図には、必ず写真撮影箇所を図示し、写真番号を表示すること。
- ・ 巡回報告書の綴り方は各事業別に①表紙(巡回報告書)→②地区別に位置図→重点地区詳細位置図→状況写真の順序で綴ること。(参考資料に従う)
- ・ パトロール月の月末までに、必ず監督員に提出すること。

状況写真について

状況写真は、下記のとおり整理して提出すること。

- ・ 写真は、デジタルカメラで撮影し、プリントアウトしたものを報告書に添付する。
- ・ 撮影箇所について…
 - ・ 重点地区は、異常の有無に関らず、毎回、撮影を行う。
 - ・ 撮影は①全景写真(位置関係がわかること)②行為近景(行為の状況がわかるもの)を必ずセットで撮影すること。
 - ・ 私有地内に入って撮影を行わないこと。
- ・ 写真データについて…
 - ・ 写真データには、日付を入れるように設定をすること。
 - ・ 写真データは、①事業内容→②パトロール実施日→③地区名の順序でフォルダを作成して管理すること。
 - ・ データの提出を監督員より指示されたときは、速やかに CD-R にて提出すること。

パトロール計画について

- ・ 概ね 2 週間に 1 度程度の頻度で実施するように計画すること。(基本的に毎月 5 日、20 日頃)
- ・ パトロール計画は毎月末に監督員に報告すること。
- ・ パトロールは、毎月 2 回を計画すること。

業務実施時の注意点について

本業務委託は、民有地内における行為を確認するため下記の点に注意して監視を実施すること。

- ・ パトロール前および終了時に、必ず監督員に電話連絡を行うこと。
- ・ 民有地内に立ち入らないように実施すること。(現地確認の際、説明を実施)
- ・ 行為者からの苦情などは、本市監督員へ連絡するように伝える。
- ・ 行為内容の違法性等は、本市で審査を行う。
- ・ パトロール中に新規または拡大している行為を確認若しくは発見したとき、監督員に①位置②内容を連絡し、監督員の指示を受けること。

なお、不明な点があれば下記までご連絡ください。

【事務担当】

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

環境政策部自然環境共生課

みどり政策班 石原

TEL : 046-822-9553 FAX : 046-821-1523

E-mail: ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp